様式第１号（令和６年４月適用）

男女共同参画職場づくり調査票

事業者（企業）名		提出年月日	年　月　日
常時雇用する労働者の数	男性　人　・　女性　人　　計　人	直前の事業年度終了日	年　月　日

重点対象項目・内容 （着色欄の該当する箇所に年月日、数値、記号番号を記入するとともに、右の該当項目欄に○を付けてください。）	該当項目	点数
1　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出済み 提出日：　年　月　日　　計画期間：　年　月　日 ～　年　月　日		5
2　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定 同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出済み 提出日：　年　月　日　　計画期間：　年　月　日 ～　年　月　日		5
3　ワークライフバランスに資する制度の導入等		３①～④のうち２つ以上に該当する場合 10
①女性の登用実績 女性の役職者（係長相当職以上）が過去２年間で１０％以上増加し、又は現時点で役職者に占める女性の割合が３０％以上であること。 女性の役職者の増加率：　％　　役職者に占める女性の割合：　％		
②男性の育児休業実績 過去３事業年度中に、１０日以上の育児休業（出生時育児休業を含む。）を取得した男性従業員が１人以上いること。 期間中の育児休業取得男性従業員数：　人		
③仕事と家庭の両立に資する制度等 育児・介護休業法に規定する内容を上回る制度、措置等として、アからキまでのいずれかを導入していること。 該当する制度、措置等の記号（ア～キ）： （上欄のほか、ア～ウ、キは、各欄の「該当する項目の番号」欄に該当の番号を記入してください。）		
ア　出生時育児休業について、１から３までのいずれかに該当すること。 該当する項目の番号： 1　合算して４週間（２８日間）を超える期間の取得ができること。　2　３回以上の分割取得ができること。 3　分割取得する場合に複数回の休業をまとめて申し出なくてもよいこと。		
イ　育児休業（出生時育児休業を除く。）について、１から３までのいずれかに該当すること。 該当する項目の番号： 1　１歳以上の子（父母が共に育児休業を取得する場合には、１歳２か月以上の子）を対象とし、かつ一定の場合には２歳以上の子も対象としていること。 2　子が１歳までは３回以上の分割取得ができること。 3　子が１歳６か月まで又は２歳まではそれぞれ２回以上の分割取得ができること。		
ウ　育児をする従業員について、３歳以上の子も対象とした１から６までのいずれかの措置を実施していること。 該当する項目の番号： 1　所定外労働をさせない措置　2　所定労働時間の短縮措置 3　フレックスタイム制　4　始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 5　事業所内の保育施設の設置運営　6　育児に関する経費の援助措置		
エ　小学校就学前の子を養育する従業員の看護休暇について、当該子が１人であれば１年度に６日以上、当該子が２人以上であれば１１日以上の日数を付与していること。		
オ　介護休業について、要介護状態にある対象家族１人につき、合算して９３日間を超える期間の取得又は４回以上の分割取得ができること。		
カ　介護休暇について、要介護状態にある対象家族が１人であれば１年度に６日以上、対象家族が２人以上であれば１１日以上の日数を付与していること。		
キ　介護をする従業員について、介護休業とは別に、連続する３年以上の期間において３回以上の利用ができる１から４までのいずれかの措置を実施していること。 該当する項目の番号： 1　所定労働時間の短縮措置　2　フレックスタイム制 3　始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ　4　従業員が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準じる制度		
④職場環境づくりの方針 企業の方針として、女性の能力の活用が不可欠である旨の考え方があり、その考え方が明文化され、管理職をはじめ、従業員に周知されていること。 ※一般事業主行動計画の策定に付随して行う周知、公表のための措置を除いた取組が該当します。		

※　物品供給等に係る事業者については、重点対象項目１及び２の一般事業主行動計画の策定に係る評点はありません。

様式第２号（令和６年４月適用）

男女共同参画職場づくり取組報告書

年　　月　　日

秋田県知事　宛て

事業者（企業）名				
代表者　職・氏名				
許可（業者）番号				※ 県等から付与された番号を記入してください。
業　　種	□ 建設工事	□ 物品供給等		※ 該当の業種に○を付けてください。
本社所在地	〒　　－			
県内営業所所在地	〒　　－			
記入者	所属・職		氏　名	
連絡先	電　話	－　　－	ＦＡＸ	－　　－
	メール			

このことについては、別添「男女共同参画職場づくり調査票」のとおりです。

（1）重点対象項目の該当状況

重点対象項目	該当の有無
1　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
2　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	
3　ワークライフバランスに資する制度の導入等	
①　女性の登用実績	
②　男性の育児休業実績	
③　仕事と家庭の両立に資する制度等	
④　職場環境づくりの方針	

※ 該当する重点対象項目の「該当の有無」欄に○を付けてください。

（2）　評点付与の希望　　※ どちらかに○を付けてください。

□・評点付与を希望する

□・評点付与を希望しない

【評点が付与される事業者】

「県内に主たる営業所を有する建設工事に係る事業者」及び「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品の売払い（生産物及び差押えに係るものを除く。）に係る事業者（物品供給等に係る事業者）」に対し、重点対象項目のいずれかに該当する場合（３のワークライフバランスに資する制度の導入等については、①～④の４項目中２項目以上の該当が必要）に評点が付与されます。

なお、物品供給等に係る事業者については、重点対象項目１及び２の各法に基づく一般事業主行動計画の策定に係る評点はありません。